

令和5年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和5年7月13日（木）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時32分

◎出席議員（12名）

1番	川上 要一	2番	渋井 由放
3番	高野 泉	4番	荒井 浩二
5番	中山 五男	6番	川俣 義雅
7番	興野 一美	8番	益子 純恵
9番	大金 清	10番	平塚 英教
11番	高田 悦男	12番	鈴木 繁

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
会計管理者兼総務課長	谷田 克彦
事務局長兼管理課長	小口 正一
病院長	宮澤 保春
消防長	車 和則
次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長	大谷 光幸
消防本部次長兼予防消防課長	川俣 寿行
病院事務長兼医事課長	梅山 裕隆
病院総務課長	齋藤 浩文
消防本部総務課長	加藤 勇

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口 正一
議事係長	両方 博幸
書記	中村 浩子
書記	齋藤 晋太郎

○議事日程

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 (議案第1号) 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号)の議決について (組合長提出)

日程第5 (議案第2号) 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について (組合長提出)

日程第6 (議案第3号) 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について (組合長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（鈴木繁） ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会にあたり、組合長のあいさつを求めます。

○組合長（川俣純子） おはようございます。

令和5年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。議会開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年3月、沼田邦彦議員の辞職に伴いまして、那須烏山市議会から高田悦男議員を新たに組合議員に選出いただきました。高田議員におかれましては、これまでも何度か組合議員を経験されており、当組合の状況についてはよくご存じのことと思いますので、今後とも、地域住民の安全・安心な生活を守るため、組合の事業推進にご理解・ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

また、大変暑い日が続いております。熱中症の報道が連日続いております。議員の皆さまも体調管理に留意され、健康でいられることを願っておりますのでお願いいたします。今、報道の中でたくさん出ているのが、九州、西日本、北陸と各地で豪雨の被害が発生しております。また、6月中旬には管内、特に那珂川町においても集中豪雨により多くの被害が発生しました。幸い組合の施設に被害はありませんでしたが、これからも出水期が続きます。消防の出動体制の確認も含め、各施設においても災害に対してしっかり備えを講じていきたいと考えております。また、組合施設の被災は住民生活と直結し大きな影響をもたらすことから、施設整備を検討している当組合におきまして、「災害に強い」という視点で施設の在り方を考える必要性を改めて感じているところであります。

さて、本日の臨時会ではありますが、執行部からの議案は、一般会計補正予算のほか、栃木県市町村総合事務組合に関する規約変更等でございます。

何とぞ、慎重審議を賜りますようお願い申し上げ、議会開会の挨拶といたします。

○議長（鈴木繁） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 議席の指定

○議長（鈴木繁） 日程第1 議席の指定を行います。

本件については、令和5年2月28日付けで辞職されました沼田邦彦議員に代わりまして、那須烏山市議会より新たに高田悦男議員が組合議会議員として選出されましたので、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席番号を11番に指定します。

ここで、高田悦男議員に挨拶のための発言を許します。

11番、高田悦男議員。

[高田悦男 議員 登壇]

○11番（高田悦男） 久しぶりに広域議会に出席することができまして光栄に存じております。さて、先ほど組合長からもご挨拶ありましたように、災害はいつやってくるか、またちょうど関東大震災から100年を経過したこの時期に、もう一度、災害対策を本気で皆さんと共に住民のために仕上げていきたいなど。そのように思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木繁） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

8番 益子純恵 議員

10番 平塚英教 議員 の2名を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（鈴木繁） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4（議案第1号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決について

○議長（鈴木繁） 日程第4（議案第1号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました、議案第1号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ、2,650万円を増額しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ、25億4,360万円とするものであります。

主な内容であります。令和4年7月27日の落雷により被災した保健衛生センターの復旧にかかる災害共済金が、令和5年5月10日に確定しましたので、当該共済金を歳入に計上するとともに、歳出において、保健衛生センター施設整備基金に積み立てることとするほか、総務費においては、弁護士の法律相談費用、衛生費においては、斎場の緊急修繕費用

及び保健衛生センターごみ処理施設の機器延命化のための緊急修繕工事費を計上するものであります。

以上、議案第1号の概要について説明いたしました。詳細につきましては管理課長から説明させていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） それでは命によりまして、議案第1号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決についての詳細説明をいたします。補正予算書第1号の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算補正は歳入歳出にそれぞれ2,650万円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ25億4,360万円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容ですが、令和4年7月28日付けで専決処分を行い、後日議会で承認いただきました令和4年度一般会計補正予算第1号に関連するものでございます。当該専決処分の内容に関しましては、令和4年7月27日に発生した落雷により被災した、保健衛生センターし尿処理施設及びごみ処理施設の復旧費用を措置し、その財源として保健衛生センター施設整備基金を充てていたものでございます。この復旧費用につきましては、建物災害共済を請求しておりましたが、当該共済金が令和4年度中に確定されることなく、年度を超え令和5年5月10日に確定したことに伴い、今回の補正予算の歳入において建物災害共済金2,181万1,000円を雑入に計上し、歳出においては同額を保健衛生センター施設整備基金に積増すものでございます。

続きまして、事項別明細書に沿ってご説明いたします。4ページをお開き下さい。歳入を詳解いたしますと、8款1項1目、繰越金に前年度繰越金として468万9,000円を増額するものであります。9款諸収入1項3目雑入は、先ほど説明いたしました、し尿処理施設、ごみ処理施設それぞれの施設に対する建物災害共済金として、2,181万1,000円を増額するものでございます。

この内容を更に詳しく述べますと、実際の確定額、し尿処理施設に関しましては109万5,155円。ごみ処理施設に関しましては、2,071万6,817円が確定額でございます。専決処分をいただいた際にもご説明いたしましたが、満額が確定額とはなってございません。それぞれ詳細を申し上げますと、し尿処理施設に関しましては請求額、こちらのほうは修繕工事費の総額でございますが、126万5,000円を請求としていたものでござ

います。確定額が先ほどの数字ですので、支給率としては約86.6%になってございます。ごみ処理施設に関しましては、請求額2,354万9,779円を請求していたところ、確定額は先ほどの数値となり支給率になりますと約88%となっております。

続きまして歳出について詳解したいと思います。5ページをご覧ください。2款、総務費、1項1目一般管理費、7節報償費として、町村会の無料法律相談や敦賀市との間における裁判でお世話になっております阿部弁護士のご厚意に頼るのも限界に近くなったという事由により、組合の今後における不測の事態に対し、即、専門的な見地からの法的アドバイスを享受することを目的に、弁護士法律相談10回分として27万5,000円を計上するものでございます。細かく申し上げますと、1回あたり2万5,000円を10回分計上しそれに消費税率を乗じたものが27万5,000円の中身でございます。

続きまして3款、衛生費1項2目斎場費、10節、需用費の中の修繕料として、平成16年11月の供用開始から使用している斎場の男子トイレ小便器センサーの故障による漏水が生じていたことから、緊急修繕として39万9,000円を増額するものでございます。

同款、2項1目、清掃総務費24節積立金は先ほど説明したとおり、保健衛生センター施設整備基金への積立てとして2,181万1,000円を増額するものでございます。

同款、2項3目、ごみ処理費14節工事請負費については、ごみ処理場内の粉塵による悪環境に起因しインバーター部品の交換頻度が高いということから、機器の延命効果を含めてバグフィルタ用空気圧縮機の緊急修繕工事として、401万5,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第1号 令和5年度一般会計補正予算(第1号)の詳細説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長(鈴木繁) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番(平塚英教) 内容は大体分かったんですけども、基本的には昨年の落雷事故に対する改修は、予備費等で済んでいるという理解でよろしいですか。そして今回は補償があったんで、それを基金に積立てるといふ。それとバグフィルタ用空気圧縮機緊急修繕工事なんですけど、耐用年数ですかね。何年、というのは決まってるんですか。今回はその期限からみて短いのか長いのか。斎場のほうの修繕も同じようなことで説明があればお願いします。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） 私のほうから1番目の、予備費の案件ですけども、今回の落雷被害に関しましては、令和4年度第1号補正予算で専決処分されてご承認され、その予算につきましては保健衛生センター施設整備基金を財源として充てております。予備費ではございません。本来であれば令和4年度中に共済額が固まれば、補正で財源振替えをする予定でいたんですが、できなかったのが今回確定された金額をそのまま基金に積む、戻すということをさせていただきます。

斎場につきましては、平成16年11月から供用しておりまして、今回センサー部分に異常を頻繁に起こすようになり漏水の要因の一つになったということがありまして、たまたま平成16年度から使っていたもの既に18年くらい使っていたやつの部品がまだ残っているということがあったので。小便器を全体で一基まるまる交換すると40万円ほどかかるのですが、センサー部分4基分だけを今回修繕にかけるというものでございます。以上です。

○議長（鈴木繁） 保健衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） バグフィルタの空気圧縮機、コンプレッサーですね、こちらについてでございます。こちらのコンプレッサー、バグフィルタそのものが平成23年の基幹改良のときに付けられたものですので11年経過したということです。今回壊れましたのはバグフィルタに空気を吹いて塵を落とすコンプレッサーなんですけども、そのコンプレッサーの中のインバーター装置が壊れたとうことでございます。

耐用年数については調べてございません。申し訳ございません。一応今回はインバーター装置の対策工事をさせていただくというものでございます。以上です。

○議長（鈴木繁） 他に質疑はございませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 確認までに教えていただきたいんですけども。今回、共済金が支給されたことによって、来年度以降、共済掛金とか金額の変更はあるんでしょうか。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） ただいまの荒井議員からのご質問にお答えしたいと思います。まず今回この共済金が下りたわけですが、ちなみに令和4年度と令和5年度の共済掛金につきましては、分かりやすく言うと自動車任意保険ですと等級が下がる、割高になるのかなという印象になるかと思えますけども、基本的には掛金そのものの変更はございません。ちなみに、し尿処理施設ですと令和4年度、5年度両方とも26万333円が掛金になってございます。ごみ処理施設につきましては、23万580円。これは年額ですけども。そちらのほうが掛金です。以上です。

○議長（鈴木繁） 他に質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 先ほどの説明で概ね了解をしたんですが、歳出の件で二つほどお伺いしたいと思います。今回は保健衛生センター施設整備基金2,181万1,000円の積立てをするわけなんですけど、令和3年度の決算ですと1億4,220万2,000円だったと思います。今回の共済金の全額をこの基金に積立てるわけなんですけど、これらを含めてですね、基金の総額はいくらになりますか。それと今回は臨時的な収入を全額積立てたということなんですけど、この保健衛生センター施設整備基金の積立ての目標額というのはあるんでしょうか。目標額についてです。それともう一つ。課長先ほどですね、弁護士法律相談料、これは今後の不測の事態に備えての27万5,000円を計上したということなんですけど、この説明の際にですね、敦賀市との裁判のことにちょっと触れられていましたが、現在この敦賀市との裁判というのはどうなっているのでしょうか。簡単にご説明いただきたいと思えます。以上です。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長（小口正一） ただいまの中山議員からのご質問に対してお答えしたいと思います。まず先ほど中山議員のほうから令和3年度の決算といたしまして、保健衛生センター施設整備基金1億4,220万2,000円という数字。また9月の決算議会を迎えていませんけども、令和4年度の決算ですと1億5,434万8,000円となっています。

それで今回、2,181万1,000円を積増すということになりますので総額といたしまして、1億7,615万9,000円になるものと考えております。まずそれが基金です。あと基金に目標額を設定しているのかというご質問ですが、特段、目標額は設定しておりません。あくまでも先ほどのような落雷で不測の事態で、修繕を余儀なくされたようなときの臨時的な財源として考えてございますので、目標例えば3億円とか4億円というようには設定していません。

続きまして、敦賀市と弁護士の話の流れですけれども、ただいま本組合で抱えてございます第三審、最高裁でございますけれども。3月19日に高等裁判所から最高裁に第一審、第二審とあとは上告の理由書を添えて全ての裁判資料が最高裁に届いたという旨の通知はいただいております。それ以降、最高裁の中でどう審議されているかというのは、情報は全くございません。担当の阿部弁護士曰く、今回の裁判に関しましては通常ですと1か月ないし4か月で出るのが普通なんですけど、内容が内容なので1年くらいはかかるんじゃないのかなと阿部先生は見立てております。以上です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決されまし

た。

◎日程第5（議案第2号）栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

◎日程第6（議案第3号）佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

○議長（鈴木繁） 日程第5（議案第2号）栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について、及び日程第6（議案第3号）佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、の2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました、議案第2号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について、及び議案第3号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第2号であります。本案は、令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年10月1日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、別表第1及び別表第2から佐野地区衛生施設組合を削除する規約の変更を行うものであります。

続いて、議案第3号は、佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、共同処理を行っていた退職手当支給事務にかかる財産を処分するため、地方自治法第289条の規定により、裏面の協議書のとおり、関係地方公共団体と協議を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決いたします。

なお、採決は1件ごとに行います。議案第2号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これもちまして、令和5年第2回南那須地区広域行政事務組合同議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

[午前10時32分閉会]